



秋田県仙北市「地域おこし協力隊」募集要領



仙北市は、秋田県の東部中央に位置し、奥羽山脈を挟むように岩手県と隣接している地域です。

市のほぼ中央に水深日本一である田沢湖があり、東に秋田駒ヶ岳、北に八幡平、南は仙北平野へと開けています。地域の約8割が森林地帯で、奥羽山脈から流れる河川は、仙北地域の水源となっています。

春はソメイヨシノやシダレザクラ、ミズバショウ、カタクリの花が咲き誇り、夏は駒ヶ岳登山や田沢湖の湖水浴を楽しみ、秋は角館の武家屋敷通りや抱返り溪谷が紅葉で彩られ、冬は火振りかまくらや紙風船上げなどの小正月行事、田沢湖スキー場のウインタースポーツで賑わいます。

また、年間を通して武家屋敷や田沢湖、乳頭温泉郷や玉川温泉に多くの観光客が訪れ、年間500万人を越す観光客の方々に仙北市を楽しんでいただいています。

これらの豊富な観光資源を活かした地域づくり、そして地方創生特区としての強みを活かした地域づくりを進めるにあたり、都市圏など地域外からの人材を積極的に受け入れ、新たな視点や発想による地域の活性化に取り組むため、「地域おこし協力隊」を募集します。

1 募集人員・活動内容等

業務概要・募集人員・勤務先	活動内容
<p>(1) 空き家対策を含めた移住・定住の促進に取り組む地域おこし協力隊 1名</p> <p>勤務先：仙北市地方創生・総合戦略室（市役所田沢湖庁舎内）</p>	<p>ア 仙北市空き家情報登録制度（空き家バンク）の運用による空き家の利活用と移住・定住の促進</p> <p>イ 宅地建物取引業者及び不動産業者との連携</p> <p>ウ 地域の空き家対策を含めた空き家の掘り起こしと空き家バンク登録、流通</p> <p>エ 移住希望者からの相談対応、現地案内</p> <p>オ 移住後の定住に向けた相談支援</p> <p>カ ホームページ、SNS等を活用した移住・定住促進に関する情報発信</p> <p>キ その他、移住・定住促進につながる活動</p>

<p>(2) グリーンツーリズム及び農泊関連事業の推進に取り組む地域おこし協力隊(仙北市農山村体験推進協議会※¹の専属サポーター) 1名</p> <p>勤務先：仙北市農山村体験推進協議会事務局（市役所西木庁舎内）</p>	<p>ア 仙北市農山村体験推進協議会のメンバー（農家民宿や体験施設、JAあきたおぼこなど各関係団体）との連携事業の推進</p> <p>イ 仙北市農山村体験推進協議会で受け入れる学習旅行、一般観光客などのグリーンツーリズムやインバウンド対応を含む体験や宿泊の調整</p> <p>ウ 仙北市農山村体験推進協議会ホームページの運営、管理や広告宣伝など対外的な仙北市の魅力発信</p> <p>エ 仙北市農山村体験推進協議会が必要とする事業の企画運営及びランドオペレーター</p> <p>オ インバウンドを含むグリーンツーリズムの促進</p> <p>カ その他、地域活性化につながる活動</p>
--	--

※1…仙北市農山村体験推進協議会とは、市内でグリーンツーリズムの農業体験メニューや宿泊事業を含む旅行プランの提供等を行う団体です。詳細は協議会のホームページ <https://semboku-gt.jp/> をご参照ください。

2 募集する隊員の共通要件

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (2) 3大都市圏※²をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域を有していない市町村をいう。）に在住している方で、委嘱後、仙北市に生活拠点を移し、住民登録をすることに了承する方（委嘱を受ける前に既に住民登録し、市内に定住・定着している方を除きます。）

※2…3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。

- (3) 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、かつ、積極的に活動できる方
- (4) 心身ともに健康で、地域になじむ意志を有し、かつ、誠実に職務を遂行できる方
- (5) 隊員活動終了後に、起業または就業して仙北市に定住する意欲のある方
- (6) 普通自動車運転免許を有する方
- (7) パソコンの一般的な操作（ワード、エクセルなど）ができる方
- (8) インターネットやSNS等を活用した情報発信ができる方

3 上記共通要件のほか募集する隊員に求める要件

- (1) 空き家対策を含めた移住・定住の促進に取り組む隊員
宅地建物取引士の資格を有する方もしくは宅地建物取引業の基礎的な知識を有し、任期中の宅地建物取引士資格取得に意欲のある方
- (2) グリーンツーリズム及び農泊関連事業の推進に取り組む隊員（次のすべてを満たす方）
 - ア 国内旅行業務取扱管理者または総合旅行業務取扱管理者の資格を有する方もしくは旅行業務の基礎的な知識を有し、任期中の旅行業務取扱管理者資格取得に意欲のある方
 - イ 仙北市の観光、地域特性に興味と知見を有し、ランドオペレーターの的なコンサルティングができる方
 - ウ 日常英会話ができる方

4 雇用形態

- (1) 市の一般非常勤職員として採用します。（市との雇用関係があります）
- (2) 任期は、原則として6か月で更新することとし、業務成績等を考慮して最長3年まで延長することができるものとします。
- (3) 賃金は、月給制で月額200,000円です。賞与はありません。
- (4) 社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入します。公務上または通勤上の災害に対して災害補償制度が適用されます。
- (5) 通勤のため自動車等を使用する場合は、使用距離（片道2km以上）と実労働日数にあわせて通勤手当を支給します。
- (6) 住居は市が借り上げし、予算の範囲内で家賃を負担しますが、家賃が月額の上限45,000円を超える場合は、その超えた額について隊員が負担するものとします。また、敷金・礼金、光熱水費等は隊員が負担するものとします。

5 勤務形態

- (1) 勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分です。
- (2) 休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までです。業務の都合上、休日の勤務が生じた場合は、代休・振休対応とします。
- (3) 労働基準法の定めに従い、勤務期間に応じて年次有給休暇があります。
- (4) 活動地域は、勤務先を拠点として市内全域です。
- (5) 活動に必要な経費（消耗品費、研修参加費等）は、予算の範囲内で市が負担します。
- (6) 活動に必要な車両（活動車）を貸与します。燃料費は予算の範囲内で市が負担します。活動車を通勤に用いることはできません。

6 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、住民票抄本^{※3}（1人のもの）と運転免許証の写しを添えて、期日までに申込先に郵送または持参により提出してください。応募用紙のみの受付はしません。なお、提出書類は返却しません。

※3…住民票抄本は、応募時点における住所地の確認のために必要です。

7 募集期間

平成31年1月30日（水）から平成31年3月8日（金）まで（必着）

8 選考方法

- (1) 書類選考による1次選考を行い、結果は応募者全員に書面で通知します。
- (2) 1次選考合格者を対象に、仙北市役所にて面接による2次選考を行います。
日程等詳細については、1次選考結果通知の際にお知らせします。面接参加に要する交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算した額を上限として、予算の範囲内で市が負担します。
- (3) 2次選考結果は書面で通知します。

9 注意事項

- (1) 仙北市への転入手続きは、必ず委嘱の日以降に行ってください。それ以前に住民票を異動されると応募対象者でなくなり、採用取り消しとなる場合があります。
- (2) 本事業に関する予算の確定は平成31年3月議会の可決後となります。当該予算の議決が得られなかった場合、やむをえず採用を取り消す可能性があります。

10 申込先、問い合わせ先

仙北市総務部 地方創生・総合戦略室

〒014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30 仙北市役所田沢湖庁舎

電話：0187-43-3315 ファクシミリ：0187-43-1300

E-mail：sousei@city.semboku.akita.jp

仙北市ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>